



石狩市

No.42 2024年 2月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り



1/15 現地研修会をおこないました！



※消費生活サポーターや消費者被害防止ネットワーク構成機関の方など計20名が受講しました。

1月15日(月)午前10時から市役所4階会議室において、消費生活サポーター及び消費者被害防止ネットワーク構成機関向け現地研修会を開催しました。消費生活サポーター6名、消費者被害防止ネットワーク構成機関から9名が参加し、講師の北海道立消費生活センター主任消費生活相談員 前田麻子氏から消費生活に関するトラブル事例を紹介していただきました。道内で増えている相談の傾向や事例について解説していただき、対処法について学びました。

参加者からは、見守る側からのご意見や身近に起こりやすいトラブルに関するご質問をいただいたくなど、有意義な時間となりました。

消費生活サポーターには『消費生活センター便り』などで消費者行政の情報を発信、研修会のお手伝いなどをしていただいています。消費生活に関心のある方は、ぜひお問い合わせください。



特別相談「消費者トラブル110番」が行われます

消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が一緒にお電話・面談で伺います。

- ・来所による面談相談を希望される場合は事前予約の電話番号にお電話でお申し込みください。

1. 日時

2024年3月9日(土) 10~15時

2. 実施方法

特設電話による無料電話相談(通話料のみ負担)

面談相談【要事前予約】電話番号: 011-221-0110

FAX: 011-221-4210

特設電話番号: 011-272-8106 (当日のみ)

3. 実施場所

北海道立消費生活センター 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2階





ご存じですか？

広報いしかり くらしの知っ得情報



1月号は脱毛エステのトラブル
2月号はリースバック（自宅を売却して賃借する契約）など、最近の新しい事例も紹介しています！

2019年7月以降、市の広報誌『広報いしかり』の中で消費生活に関する情報コーナーとして『くらしの知っ得情報』を掲載しています。

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターで受け付けた相談事例や、増加傾向にある消費者トラブルを中心に、注意点や対処法を解説しています。

掲載を開始して以来、市民の方から、「広報に書かれていた内容と同じセールストークで勧誘があった」との情報提供や、「わが家と同じ事例が紹介されていた。困っていたので解決方法を教えてほしい」との相談が、多数寄せられるようになりました。

消費者トラブルは手口を知っていれば回避できる場合がほとんどです。

広報が届いたら、是非『くらしの知っ得情報』をチェックしてみてください。



令和5年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向

■住まいに関する相談いろいろ

- ・賃貸アパートを退去するにあたり、請求された原状回復費用が高額で不納得
- ・賃貸住宅の解約にあたり、敷金が返還されない
- ・業者に台所や洗面台などの蛇口の修理を依頼しようとしたら、故障部分だけでなく、キッチン全部や洗面台全部など、一式で取り替えが必要と言われ、高額な見積りを提示されて、契約してしまった

例年、進学や就職・転勤などで住居の移動が増える2月～4月頃は、住居に関するトラブルの相談が増える傾向にあります。

今年度はすでに、住まいに関する色々な相談が寄せられています。ご相談の際は、住居の賃貸借契約書や修理の見積書など、関係書類をご持参ください。

相談内容により、対処法も色々です。別の専門機関を紹介させていただく場合もありますが、困ったときは早めにご相談ください。

〈相談件数〉

4月	34件
5月	31件
6月	34件
7月	22件
8月	26件
9月	30件
10月	36件
11月	20件
12月	27件
1月	22件

計 282件



？「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階（平日 午前10時～午後4時）

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン **188** いやいや！
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。